

日本原子力発電(株)東海第二発電所周辺地域の
安全確保を強く求める申入れ書

東海第二発電所安全対策首長会議

日本原子力発電(株)東海第二発電所周辺地域の
安全確保を強く求める申入れ

平成 29 年 3 月 2 日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村 松 衛 様

東海第二発電所安全対策首長会議

水戸市長	高橋	靖
日立市長	小川	春樹
常陸太田市長	大久保	太一
高萩市長	小田木	真代
笠間市長	山口	伸樹
ひたちなか市長	本間	源基
常陸大宮市長	三次	真一郎
那珂市長	海野	徹
鉾田市長	鬼沢	保平
小美玉市長	島田	穰一
茨城町長	小林	宣夫
大洗町長	小谷	隆亮
城里町長	上遠野	修
大子町長	綿引	久男
東海村長	山田	修

当会議においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、都市間連携を強化しながら、一体となって各種原子力安全対策に取り組んでおり、東海第二発電所周辺地域における全ての住民の生命、身体、財産を守ることもできる、安心して安全なまちづくりを目指しております。

そして、その実現に向け、貴社に対し、平成 26 年 12 月 25 日付で「発電所周辺地域の安全確保に関する申入れ」を行い、原子力安全協定の枠組の拡大と権限の強化等を求めてきたところです。

しかしながら、昨年 12 月の「原子力所在地域首長懇談会」において示された貴社の考えは、住民の安全確保を最優先としている、わたくしども基礎自治体の思いを軽視した内容であり、当会議としても、看過できるものではありません。

つきましては、貴社に対し、下記事項について真摯に取り組むよう、強く要求します。

記

事項 1 原子力安全協定の枠組み及び協定内容の見直し

- 1 原子力安全協定締結対象市町村の範囲について、東海第二発電所安全対策首長会議構成市町村全体への拡大を図ること。
- 2 原子力安全協定における権限の拡大を図ること。
 - (1) 事業所から報告又は連絡を受ける権限の強化及び施設の新増設等に関し、意見を述べる新たな権限の確保を図ること。
 - (2) 特に、東海第二発電所から原則 20km の範囲の市町村については、原子力施設所在エリアとして、所在自治体と同等の権限へと引き上げを図ること。

なお、協定の見直しにおいては、「原子力所在地域首長懇談会」の要求事項を優先して協議を進めること。

事項 2 東海第二発電所の重要事項に係る協議等の権限の確保

- 1 発電所の運転再開の可否判断等の重要事項に係る協議に際し、意見を述べる権限の確保を図ること。
- 2 発電所から原則 20km の範囲の市町村については、原子力施設所在エリアとして、重要事項に係る協議に参加できる権限の確保を図ること。

事項 3 原子力安全協定見直しの早期実現

- 1 「原子力所在地域首長懇談会」の要求事項はもとより、住民の安全確保に向けた当会議の申入れを速やかに実現すること。